

# 令和4年度予算要求事業概要書

所管課	保健福祉支援部 高齢者支援課
款	民生費

NO 12

(単位：千円)

<b>1 事業名</b>	高齢者補聴器購入費助成事業	<b>10 要求内容</b>	<b>要求額</b>	<b>⇒</b>	<b>予算額</b>	<b>(うち特財)</b>
<b>2 要求区分</b>	新規事業	・助成金（課税者）68,500円×120人	6,000	⇒	8,220	(4,110)
<b>3 事業説明文</b>	高齢者の聞こえを支援し日常生活の質を向上させるとともに、社会参加を促進するため、補聴器の購入費用を助成します。	・助成金（非課税者）137,000円×100人	7,500	⇒	13,700	(6,850)
<b>4 背景、区民ニーズ、現状課題等</b>	厚生労働省によると難聴は認知症の危険因子の1つとして挙げられています。加齢による難聴は、60代前半で5～10人に1人、60代後半で3人に1人とも言われており、耳の聞こえづらさを放置すると、会話に支障が出るなど、社会的に孤立してしまう場合があります。しかし、補聴器の適正利用については、高額なことによりそもそも購入に至らない場合や、医師の診断を受けずに購入し、適切なアフターケアが受けられていないなどの課題があります。	・印刷製本費（周知用リーフレット等）	537	⇒	537	(269)
<b>5 要求する事業内容</b>	補聴器の購入費用を助成します。 【対象要件】（1）港区に住所を有する60歳以上の人 （2）身体障害者手帳（聴覚障害）を持っていない人 （3）区が指定する医療機関（補聴器相談医在籍）が補聴器を必要と認めた人 （4）認定補聴器技能者が在籍する店舗で補聴器を購入した人 【対象者数】220人 【実施回数】1人につき1回（初回助成から5年経過すれば申請可能） 【補助上限額】生活保護・住民税非課税世帯：13万7,000円 課税世帯：13万7,000円×1/2	・委託料（港区医師会確認書作成業務）	267	⇒	267	(134)
<b>6 事業実施で得られる成果</b>	自分では気づきにくい加齢性の難聴の早期発見や補聴器の適正な利用を促し、聞こえないことによる社会的孤立を防止するとともに、認知症・フレイル予防の推進にも寄与します。	<b>合計 14,304 ⇒ 22,724 (11,362)</b>				
<b>7 国・都・特別区等の動向や取組状況</b>	23区中14区で実施	<b>財源内訳</b>	国庫支出金			
<b>8 基本計画・個別計画</b>	なし	都支出金	高齢社会対策区市町村包括補助（補助率1/2）		11,362	
<b>9 関連する法令・条例等</b>	なし	その他特財				
		一般財源			11,362	
		<b>債務負担行為</b>	令和	年	～	年
		<b>11 実施に向けた財源確保</b>	限度額			
		東京都の補助金を活用します。				
		<b>12 スケジュール</b>	令和4年3月	関係機関へ事業周知		
		22,724千円（うち特定財源11,362千円）/年	4月	事業開始		
		<b>13 事業実施に伴う将来コスト</b>				
		<b>14 編成の考え方</b>				
		難聴の早期発見と補聴器の適正な利用により区民の聞こえを支援することで、認知症・フレイル予防を推進するとともに、社会参加を促進するため、予算を計上します。また、補助額について、要求では生活保護・住民税非課税世帯については購入費用の1/2、課税世帯は1/3の額でしたが、必要な支援が一層行き渡るよう、生活保護・住民税非課税世帯については自己負担なし、課税世帯は1/2の負担として調整しました。				

# 令和4年度予算要求事業概要書

所管課	保健福祉支援部 保健福祉課
款	民生費

NO 13

(単位：千円)

1 事業名	福祉のまちづくり推進	10 要求内容	要求額	⇒	予算額	(うち特財)
2 要求区分	レベルアップ事業	レベルアップ分	小計	20,192	⇒	20,192 (10,099)
3 事業説明文	障害者、高齢者、乳幼児を連れた人など誰もが安心して外出できるよう、バリアフリー整備を推進するための福祉のまちづくり整備費補助金を拡充します。	・車椅子利用便所整備補助(7,500千円×2/3×2件)		10,000	⇒	10,000 (5,050)
		・出入口段差解消等整備費補助(5,000千円×2/3×3件)		9,999	⇒	9,999 (5,049)
		・現地調査等コーディネーター業務経費(5件)		193	⇒	193
4 背景、区民ニーズ、現状課題等	令和3年5月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が改正され、公布の日から3年以内に、これまで努力義務とされていた民間事業者による社会的障壁を取り除くための合理的配慮の提供が義務化されます。こうした状況から、民間建築物においても今後バリアフリー化が進むことが期待されますが、取組を支援する福祉のまちづくり整備費補助金は、平成7年及び令和3年度に1件の実績となっており、より使いやすい制度に改正することで、区内のバリアフリーを一層推進していく必要があります。	経常経費分	小計	3,700	⇒	3,700 (830)
		・バリアフリーマップ保守経費等		3,700	⇒	3,700 (830)
5 要求する事業内容			合計	23,892	⇒	23,892 (10,929)
【補助対象者の拡充】 中小企業者等に限定せず、区内に公共施設等を有する全ての者とします。 【補助対象事業の拡充】 (1) 民間の公共施設等で小規模建築物以外については、トイレを含む整備に限定せず、トイレの整備を含まない整備も対象とします。 (2) 小規模建築物(延べ床面積200㎡以下)については、和式トイレの洋式化及び手すりの設置等の整備に加え、出入口の自動ドアの設置も対象とします。 【補助率の拡充の継続】 東京2020大会開催年までとしていた補助率の拡充(1/2⇒2/3)期間を、障害者差別解消法の施行と合わせ、令和5年度まで継続します。		財源内訳	国庫支出金			
		都支出金	地域福祉推進区市町村包括補助事業補助金(補助1/2)	10,829		
		その他特財	ふるさと納税寄附金	100		
		一般財源	障害者福祉推進基金繰入金	12,963		
		債務負担行為	令和 年 ~ 年	限度額		
6 事業実施で得られる成果	合理的配慮の提供の義務化に向け、区内の公共施設等におけるバリアフリーが進み、誰もが安全に快適に暮らすことができる「福祉のまちづくり」が一層推進されます。	11 実施に向けた財源確保		東京都の補助金及びふるさと納税寄附金を活用		
7 国・都・特別区等の動向や取組状況	台東区、墨田区、江東区、世田谷区、練馬区、葛飾区が民間事業者等へのバリアフリー整備費補助を、新宿区がバリアフリー整備費用の融資に係る利子の一部や信用保証料の補助を実施	12 スケジュール		令和4年4月 申請受付開始		
		13 事業実施に伴う将来コスト(レベルアップ分)		レベルアップ分20,251千円(うち特財9,999千円)		
8 基本計画・個別計画	港区基本計画、港区地域保健福祉計画、港区バリアフリー基本構想等	14 事務事業評価結果		レベルアップ		
		15 編成の考え方		民間事業者による合理的配慮の提供が義務化されるまでの間、区内のバリアフリー環境整備を一層推進することで、誰もが暮らしやすい社会を実現するため、予算を計上します。また、補助率の拡充については、合理的配慮の提供が義務化されるまでの間と期限を設けることで制度の利用を促進します。		
9 関連する法令・条例等	港区福祉のまちづくり整備要綱、港区福祉のまちづくり整備費補助金交付要綱					

# 令和4年度予算要求事業概要書

所管課	保健福祉支援部 高齢者支援課	NO	14
款	民生費	(単位：千円)	

<b>1 事業名</b>	オンラインを活用した介護予防支援事業	<b>10 要求内容</b>	<b>要求額</b>	<b>⇒</b>	<b>予算額</b>	<b>(うち特財)</b>
<b>2 要求区分</b>	レベルアップ事業	<レベルアップ分>	8,491	⇒	7,956	(7,956)
<b>3 事業説明文</b>	フレイル予防（早期からの介護予防）を推進し、高齢者が健康でいきいきと暮らし続けられるよう支援するため、取り組みやすい介護予防運動をオンラインや動画配信等で実施します。	・ミニ健30のオンライン講座業務（指定管理委託）	2,671	⇒	2,671	(2,671)
<b>4 背景、区民ニーズ、現状課題等</b>	保健福祉基礎調査（令和元年度実施）において、介護予防事業に参加したことがない理由として、日程が合わない、通いづらい、大勢の中で行うことに抵抗があると回答した方が回答者の4割弱を占めました。コロナ過で外出機会が減少する中、フレイル予防の必要性は益々高まっています。	・オンライン環境整備費（PC購入等）	476	⇒	476	(476)
<b>5 要求する事業内容</b>	自宅等でも継続して運動することができるよう、取り組みやすい「ミニ健30」（30分間の介護予防運動※全10回）をオンラインで実施するとともに、動画配信サイトでの配信やDVDの配布を実施します。 【対象者】在宅等で介護予防に取り組むことを希望する65歳以上高齢者 【実施手法】インストラクターが指導する「ミニ健30」のオンライン講座、動画配信サイトでの配信及びレッスン動画DVDの作成、配付を実施 【その他】高齢者デジタルデバインド事業（スマートフォン貸与・使い方支援）と連携し、本事業の利用を一層推進します。	・動画作成・配信、DVD作成・配布業務経費	5,344	⇒	4,809	(4,809)
<b>6 事業実施で得られる成果</b>	自宅や自身の都合の良い場所で、個々の生活に合わせて取り組めることで、コロナ禍においても安心して気軽に多くの高齢者が介護予防に取り組むことが可能となります。また、高齢者が介護予防に取り組むことで要介護予防状態になることを予防し、医療費の抑制にもつながります。	<経常経費分>	595	⇒	595	(595)
<b>7 国・都・特別区等の動向や取組状況</b>	国：「健康寿命延伸プラン」においてフレイル予防を中心的な取組に位置付け 東京都：新たな生活様式に合わせた取組を支援するための補助金を創設 千代田区、中野区；同様の事業を実施	・通信料等	595	⇒	595	(595)
<b>8 基本計画・個別計画</b>	港区地域保健福祉計画	<b>合計</b>	<b>9,086</b>	<b>⇒</b>	<b>8,551</b>	<b>(8,551)</b>
<b>9 関連する法令・条例等</b>	介護保険法、地域支援事業実施要綱	<b>財源内訳</b>	国庫支出金			
			都支出金	子供・長寿・居場所区市町村包括補助事業補助金（補助10/10）	8,551	
			その他特財			
			一般財源			
		<b>債務負担行為</b>	令和	年	～	年
		<b>11 実施に向けた財源確保</b>	限度額			
		<b>12 スケジュール</b>	東京都の補助金を活用			
		<b>13 事業実施に伴う将来コスト</b>	令和4年4月 事業実施 8月 映像完成、DVD納品、ケーブルテレビやちいばすチャンネル等で周知開始 9月 動画配信、DVD配布			
		<b>14 事務事業評価結果</b>	レベルアップ分2,671千円（うち特定財源2,671千円/年）			
		<b>15 編成の考え方</b>	継続			
			新たな生活様式にも対応した参加しやすい介護予防事業を実施し、フレイル予防を一層推進することは、区民が健康で暮らし続ける社会の実現につながるため、経費を精査した上で予算を計上します。			

# 令和4年度予算要求事業概要書

所管課	保健福祉支援部 介護保険課
款	民生費

NO 15

(単位：千円)

1 事業名	介護ロボット等導入支援事業	10 要求内容	要求額	⇒	予算額	(うち特財)
2 要求区分	レベルアップ事業	<レベルアップ分>	53,000	⇒	12,635	(100)
3 事業説明文	地域の高齢者を支える介護人材の確保・定着化に向けた介護事業所における業務の負担軽減及び効率化を図るため、介護ロボット等のICT導入を促進するための導入サポート及び導入費の助成を実施します。	・導入費用の助成①	50,000	⇒	12,635	(100)
		・普及啓発及び講習会の実施②	3,000	⇒	0	
4 背景、区民ニーズ、現状課題等	区内の介護事業所等では人手不足が課題となっており、業務負担の軽減につながる介護ロボット等のICT活用を支援することで、介護業務環境の改善が期待されています。また、区の聞き取り調査によると、導入しない理由として購入経費の課題を挙げる事業所が31%と最も多くなっています。	<経常経費分>	7,000	⇒	5,000	
		・導入サポート業務経費（5事業所分）	7,000	⇒	5,000	
5 要求する事業内容		合計	60,000	⇒	17,635	(100)
	①購入等費用の助成（レベルアップ※新規） 実証実験を行った事業所等のうち、継続利用希望がある場合、導入に必要な経費を助成し、費用面（上限500万円、10/10）での負担を軽減します。（R3年度分5事業所、R4年度分5事業所） ②普及啓発及び講習会の実施（レベルアップ※新規） 前年度実施した実証実験の事例について周知するとともに、介護ロボット等に関する普及啓発を実施します。また、機器に対する情報やメリットを知ってもらうため、公開見学会及び体験会を実施します。	財源内訳	国庫支出金			
			都支出金			
			その他特財	ふるさと納税寄附金		100
			一般財源			17,535
		債務負担行為	令和 年 ~ 年	限度額		
6 事業実施で得られる成果	業務改善に資するようなICTや介護ロボット等の導入によって、人手不足が深刻な介護事業所の業務負担の軽減及び介護サービスの質の向上に繋がります。	11 実施に向けた財源確保	ふるさと納税寄附金を活用			
		12 スケジュール	令和4年4月 令和3年利用体験事業所導入経費助成 6月 令和4年度利用体験開始 9月 利用体験効果検証 10月 令和4年度実施事業所導入経費助成			
7 国・都・特別区等の動向や取組状況	国：介護ロボット等の開発促進、普及に関する事業を実施（開発補助） 東京都：介護機器導入に必要な経費の補助を実施（導入補助）	13 事業実施に伴う将来コスト	レベルアップ分12,635千円（特定財源なし） ※導入費助成内容により増額			
8 基本計画・個別計画	地域保健福祉計画、第8期介護保険事業計画	14 事務事業評価結果	レベルアップ			
9 関連する法令・条例等	なし	15 編成の考え方	業務負担の軽減やサービスの質の向上につながる介護ロボットの導入には、機器購入や維持管理に要する経費の負担が生じるという課題があります。令和3年度に実施した介護ロボットの導入支援事業を通じ、継続して利用を希望する事業所が確実に導入できるよう支援し、ICTの活用による介護現場での業務負担軽減等につなげるため、一部経費を調整のうえ予算を計上します。 また、講習会の実施については、昨年度の導入サポート（実証体験）の事例紹介や令和4年度の導入サポートの公開等により経費をかけない手法により啓発を図ります。			

# 令和4年度予算要求事業概要書

所管課	みなと保健所 健康推進課
款	衛生費

NO 16

(単位：千円)

<b>1 事業名</b>	禁煙外来治療費助成	<b>10 要求内容</b>	<b>要求額</b>	<b>⇒</b>	<b>予算額</b>	<b>(うち特財)</b>																											
<b>2 要求区分</b>	レベルアップ事業	レベルアップ分	小計	600 ⇒	600	(300)																											
<b>3 事業説明文</b>	<p>「子ども又は妊婦と同居している人及び妊婦本人で禁煙を希望する20歳以上の区民」に対し、公的医療保険が適用される禁煙外来治療に要する経費（上限10,000円）を助成しています。令和4年度は、20歳以上の区民に対象を拡大します。</p>	・禁煙外来治療費助成金 10千円×60人		600 ⇒	600	(300)																											
<b>4 背景、区民ニーズ、現状課題等</b>		<p>令和2年4月に改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例が全面施行されたことに伴い飲食店等の施設では原則屋内禁煙となるなど、禁煙を希望する区民への更なる支援が必要です。また、「港区がんに関する区民意識調査報告書（令和2年3月）」では、喫煙率が20代：19%、30代：13.5%、40代：22%、50代：25.8%、60代：17.6%と、子育て世代よりも上の世代で喫煙率が高くなっていることから、幅広い世代への禁煙支援を行う必要があります。</p>	経常経費分	小計	87 ⇒	87	(42)																										
<b>5 要求する事業内容</b>	禁煙外来治療費助成金の対象者を拡大し、「20歳以上の区民」とします。	・印刷製本費・郵便料		87 ⇒	87	(42)																											
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>現行</td> <td>⇒</td> <td>レベルアップ後</td> </tr> <tr> <td>対象者</td> <td>子育て世帯及び妊婦の喫煙者</td> <td></td> <td>20歳以上の喫煙者</td> </tr> <tr> <td>対象経費</td> <td>禁煙外来治療経費</td> <td></td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>助成率</td> <td>10/10</td> <td></td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>上限額</td> <td>10,000円(一般的な自己負担額の半分程度)</td> <td></td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>助成人数</td> <td>年間10人程度(近年の実績より)</td> <td></td> <td>年間60人</td> </tr> <tr> <td>その他要件</td> <td>助成金受給後の区のアンケート調査等への協力同意</td> <td></td> <td>変更なし</td> </tr> </table>		現行	⇒	レベルアップ後	対象者	子育て世帯及び妊婦の喫煙者		20歳以上の喫煙者	対象経費	禁煙外来治療経費		変更なし	助成率	10/10		変更なし	上限額	10,000円(一般的な自己負担額の半分程度)		変更なし	助成人数	年間10人程度(近年の実績より)		年間60人	その他要件	助成金受給後の区のアンケート調査等への協力同意		変更なし	合計	687 ⇒	687	(342)
	現行	⇒	レベルアップ後																														
対象者	子育て世帯及び妊婦の喫煙者		20歳以上の喫煙者																														
対象経費	禁煙外来治療経費		変更なし																														
助成率	10/10		変更なし																														
上限額	10,000円(一般的な自己負担額の半分程度)		変更なし																														
助成人数	年間10人程度(近年の実績より)		年間60人																														
その他要件	助成金受給後の区のアンケート調査等への協力同意		変更なし																														
		財源内訳	国庫支出金	感染症予防事業費等国庫負担金 (1/2)		42																											
			都支出金	医療保健政策区市町村包括補助事業補助金 (1/2)		300																											
			その他特財																														
			一般財源			345																											
		債務負担行為	令和	年 ~ 年	限度額																												
<b>6 事業実施で得られる成果</b>	受動喫煙に伴う子供及び妊婦の健康被害を防止することができます。また、区民自身の禁煙に向けた取組を支援し、区民がいつまでも健康でいきいきとした生活することができます。	<b>11 実施に向けた財源確保</b>	国庫支出金及び都支出金を活用																														
<b>7 国・都・特別区等の動向や取組状況</b>	特別区では、港区を除く22区中、13区が禁煙外来治療費助成を行っており、うち現行の港区と同じ助成申請要件を採っている区が2区、他の11区は「20歳以上」を要件としています。	<b>12 スケジュール</b>	令和4年3月 要綱改正 4月 事業開始																														
<b>8 基本計画・個別計画</b>	港区基本計画	<b>13 事業実施に伴う将来コスト</b>	レベルアップ分600千円（うち特財300千円）/年																														
<b>9 関連する法令・条例等</b>	健康増進法	<b>14 事務事業評価結果</b>	レベルアップ																														
		<b>15 編成の考え方</b>	改正健康増進法により受動喫煙防止の意識が高まっていること、「港区がんに関する区民意識調査報告書（令和2年3月）」より、子育て世帯より上の世代の喫煙率が高いこと、禁煙しようと思っている又は禁煙しようとしたが失敗した人が喫煙者の68.6%を占めていることから、よりニーズに即した事業展開をすることで、受動喫煙者及び喫煙者の健康被害防止に寄与するため、予算を計上します。																														

# 令和4年度予算要求事業概要書

所管課	みなと保健所 健康推進課
款	衛生費

NO 17

(単位：千円)

1 事業名	がん治療に伴う外見ケア（ウィッグ等購入）助成	10 要求内容	要求額 ⇒	予算額	（うち特財）
2 要求区分	レベルアップ事業	レベルアップ分	小計	1,096 ⇒	1,096
3 事業説明文	<p>がん治療に伴う脱毛や、手術による乳房の切除など、外見への影響をケアするためのウィッグ（かつら）や、胸部補整具の購入経費の一部を助成しています。令和4年度は、がん患者が社会的関係の中で更に自分らしく生きることができるよう、助成品目に、帽子及び材料を購入して作成した場合の材料費・製作費を追加します。</p>	・助成金 30千円×34人		1,020 ⇒	1,020
4 背景、区民ニーズ、現状課題等		・リーフレット・ポスター等作成		76 ⇒	76
5 要求する事業内容	<p>平成29年の事業開始以降、令和3年3月末までに393名（うち働き盛り世代(30～60歳代)302名、76.8%）、近年は年間100名程度が助成制度を利用しています。脱毛ケアに対しては、一般の帽子やバンダナなど多様な補整具の活用が多いこと、男性では帽子の活用が多いこと、医療機関では脱毛に伴う帽子の使用に関する助言を多く実施していることなどが、調査により明らかになっています。</p>	経常経費分	小計	3,453 ⇒	3,444
		・助成金 30千円×110人		3,300 ⇒	3,300
		・印刷製本費・郵便料		153 ⇒	144
		合計		4,549 ⇒	4,540
		財源内訳	国庫支出金		
			都支出金		
			その他特財		
			一般財源		4,540
		債務負担行為	令和 年 ~ 年	限度額	
		11 実施に向けた財源確保	特定財源なし		
6 事業実施で得られる成果	<p>がんの治療に取り組む区民の心理的・経済的な負担を軽減するとともに、がん患者が自分らしくいきいきと生活できる環境を整備し、がん患者のQOL向上及び就労継続等の社会参加への支援を実現します。</p>	12 スケジュール	令和4年3月 要綱改正 4月 事業開始		
		13 事業実施に伴う将来コスト	レベルアップ分 1,096千円（特定財源なし）/年		
7 国・都・特別区等の動向や取組状況	<p>国：がん対策推進基本計画策定 東京都：東京都がん対策推進計画策定 特別区：ウィッグ等購入費助成事業実施区 5区/22区（文京区、豊島区、葛飾区、中央区、千代田区）</p>	14 事務事業評価結果	レベルアップ		
8 基本計画・個別計画		15 編成の考え方	<p>近年のアピアランスケアについては、がんの治療前の外見に回復させることだけでなく、患者が家族や職場など社会的関係の中で自分らしく生きられるようするという考え方に変わりつつあります。がん患者の心理的・経済的な負担を軽減するとともに、療養生活の質の向上を図り、就労継続と社会生活の支援に寄与するとともに、これまでの実績から働き盛り世代のニーズが特に大きいことを踏まえ、予算を計上します。</p>		
9 関連する法令・条例等	港区基本計画、港区地域保健福祉計画				
	なし				

# 令和4年度予算要求事業概要書

所管課	保健福祉支援部 障害者福祉課
款	民生費

NO 18

(単位：千円)

<b>1 事業名</b>	失語症者コミュニケーション支援事業	<b>10 要求内容</b>	要求額 ⇒	予算額 (うち特財)																											
<b>2 要求区分</b>	新規事業	・意思疎通支援者謝礼 2,000円×250時間	500 ⇒	500 (375)																											
<b>3 事業説明文</b>	失語症により会話における支援が必要な人の日常生活や社会参加を支援するため、買い物や通院等の外出時に意思疎通支援者を派遣します。																														
<b>4 背景、区民ニーズ、現状課題等</b>	失語症（脳卒中や脳外傷などにより、会話、聞くこと、書くこと、読むことなどが不自由になる障害）の方は、自分の思いをうまく伝えることや相手の言葉の理解が難しくなり、孤立してしまうこともあります。家族等の支援者の都合に左右されることなく、失語症者が安心・快適に日常生活を送り社会参加することができる仕組みづくりが必要です。																														
<b>5 要求する事業内容</b>	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;"><b>合計</b></td> <td>500 ⇒</td> <td>500</td> <td>(375)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">財源 内訳</td> <td>国庫支出金</td> <td>地域生活支援事業費等補助金（補助率1／2）</td> <td></td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>地域生活支援費（補助率1／4）</td> <td></td> <td>125</td> </tr> <tr> <td>その他特財</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般財源</td> <td></td> <td></td> <td>125</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><b>債務負担行為</b></td> <td>令和 年 ~ 年</td> <td>限度額</td> <td></td> </tr> </table>				<b>合計</b>		500 ⇒	500	(375)	財源 内訳	国庫支出金	地域生活支援事業費等補助金（補助率1／2）		250	都支出金	地域生活支援費（補助率1／4）		125	その他特財				一般財源			125	<b>債務負担行為</b>		令和 年 ~ 年	限度額	
<b>合計</b>		500 ⇒	500	(375)																											
財源 内訳	国庫支出金	地域生活支援事業費等補助金（補助率1／2）		250																											
	都支出金	地域生活支援費（補助率1／4）		125																											
	その他特財																														
	一般財源			125																											
<b>債務負担行為</b>		令和 年 ~ 年	限度額																												
<b>6 事業実施で得られる成果</b>	失語症者が買い物や通院等で外出する際に意思疎通支援者(※)を派遣します。 ※東京都の失語症者向け意思疎通支援者養成講習会等の修了者 【対象者】 身体障害者（音声・言語機能障害）手帳の交付を受けている失語症者若しくは医師の診断書により失語症者であることが確認できる区民 【利用料】 意思疎通支援者への謝礼は区が負担しますが、活動中の交通費などの実費は利用者が負担																														
<b>7 国・都・特別区等の動向や取組状況</b>	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td><b>11 実施に向けた財源確保</b></td> <td>国及び東京都の補助金を活用</td> </tr> <tr> <td><b>12 スケジュール</b></td> <td>令和4年3月 関係機関へ事業周知 令和4年4月 事業開始</td> </tr> <tr> <td><b>13 事業実施に伴う将来コスト</b></td> <td>500千円（うち特財375千円）／年</td> </tr> <tr> <td><b>14 編成の考え方</b></td> <td>様々な障害特性に応じた多様な意思疎通を支援することは必要不可欠であり、失語症者とその家族が安心して日常生活を送ることができるようにするため、予算を計上します。</td> </tr> </table>				<b>11 実施に向けた財源確保</b>	国及び東京都の補助金を活用	<b>12 スケジュール</b>	令和4年3月 関係機関へ事業周知 令和4年4月 事業開始	<b>13 事業実施に伴う将来コスト</b>	500千円（うち特財375千円）／年	<b>14 編成の考え方</b>	様々な障害特性に応じた多様な意思疎通を支援することは必要不可欠であり、失語症者とその家族が安心して日常生活を送ることができるようにするため、予算を計上します。																			
<b>11 実施に向けた財源確保</b>	国及び東京都の補助金を活用																														
<b>12 スケジュール</b>	令和4年3月 関係機関へ事業周知 令和4年4月 事業開始																														
<b>13 事業実施に伴う将来コスト</b>	500千円（うち特財375千円）／年																														
<b>14 編成の考え方</b>	様々な障害特性に応じた多様な意思疎通を支援することは必要不可欠であり、失語症者とその家族が安心して日常生活を送ることができるようにするため、予算を計上します。																														
<b>8 基本計画・個別計画</b>	なし																														
<b>9 関連する法令・条例等</b>	障害者総合支援法 港区手話言語の理解の促進及び障害者の多様な意思疎通手段の利用の促進に関する条例																														

# 令和4年度予算要求事業概要書

所管課	保健福祉支援部 障害者福祉課
款	民生費

NO 19

(単位：千円)

<b>1 事業名</b>	障害者（児）日中一時居場所提供事業	<b>10 要求内容</b>	<b>要求額</b>	<b>⇒</b>	<b>予算額</b>	<b>(うち特財)</b>
<b>2 要求区分</b>	新規事業	・ 障害者給付費（基準単価1,500円×1,300時間）	4,968	⇒	1,950	(1,463)
<b>3 事業説明文</b>	日中活動後に行き場が必要な障害者や、放課後等デイサービスを利用することのできない障害児が、安心して過ごすことのできる居場所を提供します。	・ 障害児給付費（基準単価1,500円×2,000時間）	7,452	⇒	3,000	(2,250)
<b>4 背景、区民ニーズ、現状課題等</b>	生活介護や就労継続支援などの日中活動の終了後、家族の仕事が終わるまで居場所がない障害者は移動支援等を活用していますが、特定の時間に希望者が集中するため、移動支援等を利用できない場合があります。また、障害児は事業所の定員や障害特性等の問題から、放課後等デイサービスを利用できない場合があります。こうした障害者（児）の介護を行うために、介護者の就労が制限されることのないよう、日中の居場所を確保する必要があります。	<b>合計 12,420 ⇒ 4,950 (3,713)</b>				
<b>5 要求する事業内容</b>	区が協定を締結した事業所において障害者（児）の預かり支援を実施します。 【対象者】 障害者及び障害児 【実施手法】 障害者：生活介護や移動支援等のサービスを提供する事業所と区が協定を結び、事業所が障害者の居場所提供を実施 障害児：相談支援や移動支援等のサービスを提供する事業所と区が協定を結び、事業所が障害児の居場所提供を実施 【利用料】 区分に応じて1時間当たり1,500円前後の1割負担 ※生活保護・非課税世帯は無料	<b>財源内訳</b>	国庫支出金	地域生活支援事業費等補助金（補助率1/2）	2,475	
			都支出金	地域生活支援費（補助率1/4）	1,238	
			その他特財			
			一般財源		1,237	
		<b>債務負担行為</b>	令和	年	～	年
<b>6 事業実施で得られる成果</b>	日中活動後の障害者（児）の居場所の確保及び余暇活動の場の提供につながるとともに、介護家族等の負担軽減及び就労促進につながります。	<b>11 実施に向けた財源確保</b>	国及び東京都の補助金を活用します。			
<b>7 国・都・特別区等の動向や取組状況</b>	つくば市：障害者・障害児、63事業所 墨田区：障害者・障害児、4事業所 品川区：障害児のみ、3事業所	<b>12 スケジュール</b>	令和4年4月	事業者選定		
<b>8 基本計画・個別計画</b>	障害者計画		8月	協定締結		
<b>9 関連する法令・条例等</b>	障害者総合支援法	<b>13 事業実施に伴う将来コスト</b>	10月	事業開始		
		<b>14 編成の考え方</b>	9,900千円（うち特財7,426千円）/年			
		障害者（児）が安心して日常生活を送ることができるようになるだけでなく、家族等が介護を理由に就労などを制限されることがないような環境づくりを行うため、予算を計上します。予算額については、他自治体の実績や実施時期を加味し調整しました。				



# 令和4年度予算要求事業概要書

所管課	保健福祉支援部 障害者福祉課	NO	20
款	民生費	(単位：千円)	

<b>1 事業名</b>	障害児通所支援事業所運営支援	<b>10 要求内容</b>	要求額 ⇒ 予算額 (うち特財)
<b>2 要求区分</b>	新規(要求) → 臨時・新規(調整後)	・運営費助成	32,163 ⇒ 20,160
<b>3 事業説明文</b>	障害児に必要な訓練や支援を行う障害児通所支援事業所の安定的な事業継続を支援し、質の高いサービスの提供を促すため、事業所の運営費の一部を助成します。		
<b>4 背景、区民ニーズ、現状課題等</b>	令和2年度に、放課後等デイサービス事業所が家賃が高額なため他区へ移転する事例があり、令和3年度には区内で放課後等デイサービスを運営する事業所(連名)から、区内での安定的な運営のための家賃助成の要望が提出されました。保護者へのアンケートにおいても「利用したい日に利用できない」等の意見があり、今後も増加が見込まれる障害児に必要な支援を行う事業量を確保するため、事業所の安定的な事業継続を支援する必要があります。		
<b>5 要求する事業内容</b>	<p>区内で障害児通所支援事業を行う民間の事業所又は開設を希望する事業所に対し、以下の運営経費を助成します。</p> <p>【補助対象】区内16事業所(令和4年4月1日時点)</p> <p>【補助内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開設準備経費(礼金、仲介手数料)</li> <li>・送迎車両購入費(購入車両代)※1事業所1台まで、5年間で1回</li> <li>・家賃(更新料、仲介手数料は除く)</li> <li>・送迎関係費用(運転手の人件費、駐車場代、レンタカー代、コインパーキング代)</li> <li>・延長療育に係る人件費</li> <li>・重度療育に係る人件費</li> </ul> <p>【補助率】1/4、1/2</p> <p>【補助条件】定員に対する区民利用率が70%を超過する、3年に1度の第三者評価受審</p>		
<b>6 事業実施で得られる成果</b>	安定的な事業運営を行うことができ、他自治体への移転防止や新規開設促進だけでなく、事業所の労働環境の改善なども促し、質の高いサービス提供につながります。また、助成条件の中で定員に対する区民利用率70%超過や3年に1度の第三者評価の受審義務付けなどを行い、区民利用率の向上や適正な事業運営を促します。		
<b>7 国・都・特別区等の動向や取組状況</b>	東京都…包括補助事業(重症心身障害児を対象とし開設時のみ) 江東区、世田谷区、武蔵野市		
<b>8 基本計画・個別計画</b>	地域保健福祉計画		
<b>9 関連する法令・条例等</b>	児童福祉法		
		<b>合計</b>	<b>32,163 ⇒ 20,160</b>
財源内訳	国庫支出金		
	都支出金		
	その他特財		
	一般財源		20,160
<b>債務負担行為</b>		令和 年 ~ 年	限度額
<b>11 実施に向けた財源確保</b>	特定財源なし		
<b>12 スケジュール</b>	令和4年4月 事業開始		
<b>13 事業実施に伴う将来コスト</b>	20,160千円(うち特定財源なし)/年		
<b>14 編成の考え方</b>	放課後等デイサービス等を実施する障害児通所支援事業所の安定的な運営を支援するため、運営費に係る経費について一部精査の上予算を計上します。また、要望が報酬改定による減収に端を発していることから、臨時事業として整理し、令和6年度の報酬改定の影響を見極めた上で、その後の事業継続について判断することとします。		

# 令和4年度予算要求事業概要書

所管課	保健福祉支援部 障害者福祉課	NO	21
款	民生費		

(単位：千円)

1 事業名	障害者情報バリアフリー推進事業	10 要求内容	要求額	⇒	予算額	(うち特財)	
2 要求区分	レベルアップ事業	レベルアップ分	小計	10,770	⇒	10,274	
3 事業説明文	<p>障害者がICTを活用して必要な情報を円滑に受け取ることができよう、機器の基本操作等を習得するための講習会を開催するとともに、スマートフォン、タブレットを貸し出します。</p>	・タブレット等活用支援経費（うち端末代※通信費等含む）		4,023	⇒	2,929	
		・タブレット等活用支援経費（うち講習会等）		6,747	⇒	6,747	
		・付添支援等謝礼		0	⇒	598	
4 背景、区民ニーズ、現状課題等	<p>令和3年度から電子障害者手帳、短期入所施設予約機能があり区政情報をプッシュ型で発信可能なアプリを開発しました。令和元年度に実施した保健福祉基礎調査では、身体障害者の約8.8%、知的障害者の約36.3%、精神障害者の約8.7%がスマートフォンやパソコン等のデジタル機器を持っていないことから、障害者のICT活用を支援することで、更なる情報バリアフリーを推進していく必要があります。</p>	経常経費分	小計	1,980	⇒	1,980	
		・障害者支援アプリ保守経費		1,980	⇒	1,980	
5 要求する事業内容	<p>タブレット、スマートフォン等の機器を所有していない障害者やICT機器の操作が不慣れな障害者とその支援者（ヘルパー、家族等）（「以下「障害者等」といいます。）を対象に、タブレット講習会（障害特性に応じてコース分け）を開催します。また、講習会期間中からタブレットを貸し出し、日常生活の中での利用を通じて利便性を実感してもらうことで実効性の高いものとします。</p> <p>【対象者】 障害者本人及びその支援者（80人）                      【講習内容】 タブレット・スマートフォンの操作講習・区のアプリや様々な便利アプリ等日常生活に役立つICT活用講習                      【実施手法】 講習会の開催、スマートフォン・タブレット配備等を委託します。</p>			合計	12,750	⇒	12,254
		財源内訳	国庫支出金				
		都支出金					
		その他特財					
		一般財源	障害者福祉推進基金繰入金を含む			12,254	
		債務負担行為	令和5年～5年	限度額		588	
6 事業実施で得られる成果	<p>これまでICT機器を使用できなかった障害者及びその支援者がICT機器を活用できるようになり、障害者がデジタル化社会に取り残されることなく、障害特性に応じた様々なICT技術を日常生活の中で活用できるようになります。また、区政情報のプッシュ通信、電子障害者手帳・短期入所予約機能のある区のアプリの活用促進にもつながります。</p>	11 実施に向けた財源確保	障害者福祉推進基金を活用します。				
		12 スケジュール	令和4年6月 区民周知開始 8月 事業開始（前期分40人）、後期分随時受付 1月 後期分40人開始※3か月分は債務負担行為設定				
7 国・都・特別区等の動向や取組状況	<p>渋谷区：高齢者向けにスマートフォン無償貸与（令和3年9月開始）</p>	13 事業実施に伴う将来コスト	レベルアップ分10,274千円（うち特定財源なし）				
		14 事務事業評価結果	レベルアップ				
8 基本計画・個別計画	<p>港区地域保健福祉計画</p>	15 編成の考え方	ICTの活用が進むことで、障害特性により紙では情報が伝わりにくい方に必要な情報を迅速に届ける区の障害者支援アプリが一層活用されることが期待できます。また、ICT分野では障害者の日常生活がこれまでと変わりうる様々な技術革新やアプリ開発が行われていることから、障害者のデジタル活用を一層推進していくことは必要不可欠であり、予算を計上します。また、講習の中で様々な障害特性を持った方が参加しやすく、困ることのないように付添支援を実施するための謝礼（報償費）を計上し、受入体制を整えます。				
9 関連する法令・条例等		<p>手話言語の理解の促進及び障害者の多様な意思疎通手段の利用の促進に関する条例</p>					

# 令和4年度予算要求事業概要書

所管課	保健福祉支援部 障害者福祉課	NO	22
款	民生費	(単位：千円)	

<b>1 事業名</b>	新たな障害者就労の創出	<b>10 要求内容</b>	<b>要求額</b>	<b>⇒</b>	<b>予算額</b>	<b>(うち特財)</b>
<b>2 要求区分</b>	レベルアップ事業	レベルアップ分	小計	12,000	⇒	8,160 (3,600)
<b>3 事業説明文</b>	これまで意欲があっても障害特性により就労に結びつかなかった障害者の就労機会を新たに創出するため、分身ロボットを活用した就労場所の拡大、超短時間就労(週20時間未満の就労)の区立施設における実証実施、重度障害者の就労におけるヘルパー利用費の給付を実施します。	・①分身ロボットを活用した働き方支援事業費		2,400	⇒	2,400
<b>4 背景、区民ニーズ、現状課題等</b>	分身ロボットの活用により、これまで就労意欲があっても難しかった障害者の就労機会を、新たに創出することが可能となりました。また、区における超短時間雇用の実現に向け、課題等を整理し今後の制度構築につなげていく必要があります。また、重度障害者が就労時にヘルパー利用する際の費用を給付することで、重度障害者の就労を一層推進していくことが可能です。	・②区立施設における超短時間就労の実証実施(謝礼)		960		960
<b>5 要求する事業内容</b>	①自宅から操作できる分身ロボットによる接客の実施 【対象者】通勤の難しい重度障害者(10人※令和3年度4人) 【就労場所】区役所1階売店「はなみずき」、みなとワークアクティ(カフェ)等 ②区立施設における超短時間就労の実証 【対象者】長時間就労が困難な障害者3人 【就労時間】週5時間×52週 ③重度障害者就労時のヘルパー利用費の給付 【対象者】重度訪問介護、同行援護、行動援護の支給決定を受けている就労者(2人) 【利用時間】4時間×20日×12か月	・③重度障害者就労時ヘルパー費用の給付		8,640	⇒	4,800 (3,600)
<b>6 事業実施で得られる成果</b>	①新たな働き方のPRにより、通勤が難しい重度障害者の就労機会創出に寄与します。 ②長時間就労することが困難な障害者の就労機会の拡大に寄与します。 ③重度障害者が、就労する際に不安なく食事やトイレなどの介護を受けられるとともに、費用負担の支援により民間企業における障害者就労の拡大に寄与します。	経常経費分	小計	3,300	⇒	3,300
<b>7 国・都・特別区等の動向や取組状況</b>	①23区初の取組です(神奈川県で実施しています)。 ②渋谷区、川崎市、神戸市で実施。 ③江東区で実施。	・超短時間就労の促進事業費		3,300	⇒	3,300
<b>8 基本計画・個別計画</b>	港区基本計画、障害者計画	<b>合計</b>		<b>15,300</b>	<b>⇒</b>	<b>11,460 (3,600)</b>
<b>9 関連する法令・条例等</b>	障害者総合支援法、障害者雇用促進法	財源内訳	国庫支出金	地域生活支援事業費等補助金(補助率1/2)		2,400
			都支出金	地域生活支援費(補助1/4)		1,200
			その他特財			
			一般財源	障害者福祉推進基金繰入金		7,860
			債務負担行為	令和 年 ~ 年	限度額	
		<b>11 実施に向けた財源確保</b>		国及び東京都の補助金や障害者福祉推進基金繰入金を活用します。		
		<b>12 スケジュール</b>		令和4年4月事業開始		
		<b>13 事業実施に伴う将来コスト</b>		レベルアップ分8,160千円(うち特財3,600千円) ※②の結果を受け今後区における取組を構築し実施		
		<b>14 事務事業評価結果</b>		レベルアップ		
		<b>15 編成の考え方</b>		障害特性によりこれまで就労に結びつかなかった障害者の就労機会の創出を推進するため、予算を計上します。重度障害者就労時ヘルパー費用の給付については基準額を基に調整しています。		

# 令和4年度予算要求事業概要書

所管課	環境リサイクル支援部 みなとリサイクル清掃事務所
款	環境清掃費

NO 23

(単位：千円)

<b>1 事業名</b>	リサイクルを通じた障害者の就労支援	<b>10 要求内容</b>	<b>要求額</b>	⇒	<b>予算額</b>	<b>(うち特財)</b>
<b>2 要求区分</b>	レベルアップ事業	レベルアップ分	小計	3,300 ⇒	3,300	
<b>3 事業説明文</b>	不燃ごみから資源へのリサイクルを推進するため、金属類を含むプラスチックのおもちゃから金属製基盤や電池を取り出し、プラスチックと分けて資源化する業務を障害者就労支援施設へ委託します。	・おもちゃ分解業務経費		3,300 ⇒	3,300	
<b>4 背景、区民ニーズ、現状課題等</b>	現在、区が回収した資源プラスチックは、港資源化センターで中間処理のうえ資源化されていますが、金属類を含んだおもちゃや不燃ごみとして出されたおもちゃはリサイクルされず不燃ごみとして埋立処分されています。ごみの減量をさらに進めるため、資源化業務を拡大する必要があります。	経常経費分	小計	4,719 ⇒	4,719	(1,045)
<b>5 要求する事業内容</b>	今まで行っていたコード類剥離、使用済み携帯電話分解業務に加えて、さらなるごみの減量を目指すため、おもちゃの分別業務を追加します。 【実施内容】 おもちゃの分解を行い、プラスチック、金属類（基盤）、電池に分別します。 【実施時期】 令和4年度から開始し、回収したおもちゃを年間を通して分別します。 【実施手法】 分別を障害者就労支援施設に業務委託し、資源化を図ります。	・コード類剥離、携帯電話分解業務経費等		4,719 ⇒	4,719	(1,045)
		<b>合計</b>		<b>8,019 ⇒</b>	<b>8,019</b>	<b>(1,045)</b>
		財源内訳	国庫支出金			
			都支出金			
			その他特財	資源売払収入		1,045
			一般財源			6,974
		債務負担行為	令和 年 ~ 年	限度額		
<b>6 事業実施で得られる成果</b>	不燃ごみとして廃棄物処理されていた金属類を含むプラスチック製おもちゃのごみの減量と資源の循環利用が図られます。これにより、年間約15tの不燃ごみ量の削減が見込まれ、最終埋立処分場の延命化につながります。 また、障害者就労支援施設へ業務委託することで、障害者の就労を支援し、年間を通じて、1日当たり2人～3人の雇用拡大につながります。	<b>11 実施に向けた財源確保</b>	資源売払収入を活用			
<b>7 国・都・特別区等の動向や取組状況</b>	プラスチック資源循環戦略（国）、ゼロエミッション東京戦略（都）	<b>12 スケジュール</b>	令和4年4月 事業開始			
<b>8 基本計画・個別計画</b>	港区基本計画、港区一般廃棄物処理基本計画	<b>13 事業実施に伴う将来コスト</b>	3,300千円程度/年			
<b>9 関連する法令・条例等</b>	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律	<b>14 事務事業評価結果</b>	レベルアップ			
		<b>15 編成の考え方</b>	障害者就労支援施設へのおもちゃ分解業務委託については、不燃ごみ削減効果が高く、併せて障害者への就労支援に直結する取組であることから、予算を計上します。			

# 令和4年度予算要求事業概要書

所管課 保健福祉支援部 障害者福祉課

NO 24

(単位：千円)

1 事業名	手話通訳提供等事業	10 要求内容	要求額	⇒	予算額	(うち特財)
2 要求区分	レベルアップ事業	レベルアップ分	小計	1,080	⇒	1,740 (1,305)
3 事業説明文	手話への関心や理解を深めるため、現在実施している手話講習会に加えて、手話の体験講座を実施するとともに、区立の小・中学校に出前講座を実施します。	・①手話の体験講座の実施		480	⇒	0
		・②学校等への出前講座の実施		600	⇒	1,740 (1,305)
4 背景、区民ニーズ、現状課題等	現在、手話への理解促進や手話通訳者養成のために、手話講習会を6つのクラス（入門、初級、中級、上級、養成、受験対策）を設けて実施していますが、手話を学びたい気持ちはあるが、手話講習会を申し込むまでには至っていない方がいます。手話の理解促進や手話講習会への受講を促すために、手話を気軽に体験できる機会を創出する必要があります。	経常経費分	小計	49,072	⇒	48,760 (36,570)
5 要求する事業内容		・手話通訳者設置事業		4,220	⇒	3,908 (2,931)
		・手話通訳者等派遣事業		19,790	⇒	19,790 (14,842)
		・遠隔手話通訳サービス事業		7,829	⇒	7,829 (5,872)
		・手話通訳者養成事業等		17,233	⇒	17,233 (12,925)
		合計		50,152	⇒	50,500 (37,875)
		財源内訳	国庫支出金	地域生活支援事業費等補助金（補助率1/2）		25,250
			都支出金	地域生活支援費（補助率1/4）		12,625
			その他特財			
			一般財源	障害者福祉推進基金繰入金		12,625
		債務負担行為	令和	年	～	年 限度額
		11 実施に向けた財源確保	国、東京都の補助金及び障害者福祉推進基金を活用します。			
6 事業実施で得られる成果		12 スケジュール	②令和4年4月 各学校への説明、調整 7月～ 出前講座開始			
		13 事業実施に伴う将来コスト	レベルアップ分 1,740千円（うち特定財源：1,305千円）/年			
7 国・都・特別区等の動向や取組状況		14 事務事業評価結果				
	なし	15 編成の考え方				
8 基本計画・個別計画	障害者計画	小・中学校から手話に慣れ親しむことで障害や手話についての理解を深め、手話に関心をもってもらうため、要求のあった区立小学校・中学校に私立校分も含め手話出前講座の経費を計上します。手話体験コースについては、新規経費ではなく、既存の手話講習会の見直しによって参加しやすい環境を整えることにより対応します。				
9 関連する法令・条例等	・障害者総合支援法 ・港区手話言語の理解の促進及び障害者の多様な意思疎通手段の利用の促進に関する条例					

# 令和4年度予算要求事業概要書

所管課	保健福祉支援部 障害者福祉課
款	民生費

NO 25

(単位：千円)

<b>1 事業名</b>	障害者住宅管理運営（車いす住宅整備）	<b>10 要求内容</b>	<b>要求額</b>	⇒	<b>予算額</b>	<b>（うち特財）</b>
<b>2 要求区分</b>	レベルアップ事業	レベルアップ分	小計	14,692	⇒	14,692
<b>3 事業説明文</b>	<p>日常的に車いすを利用する障害者の住まいの場を確保し、誰もが安心して暮らし続けることができる環境を整備するため、車いす住宅を整備します。</p>	・車いす住宅設計業務経費（3戸分）		1,650	⇒	1,650
		・車いす住宅改修工事及び工事監理（2戸分）		13,042	⇒	13,042
<b>4 背景、区民ニーズ、現状課題等</b>	<p>障害者住宅のうち車いす住宅については、建物内のバリアフリーだけでなく避難経路の確保など、きめ細かな設計が必要なため、民間での整備が困難であり、区内では公的住宅において計22戸（区立住宅：2戸、都営住宅：20戸）整備されているのみです。また、シティハイツ竹芝における車いす住宅の応募倍率は、平成23年度が発生13倍、令和2年度が発生12倍と高倍率であり、高い需要があります。</p>	経常経費分	小計	31,357	⇒	30,902 (5,854)
		・指定管理委託等			31,357	⇒
<b>5 要求する事業内容</b>	<p>令和4年度に2戸の車いす住宅を整備するとともに、令和5年度の改修に向け1戸分の設計を実施します。                  対象：日常的に車いすを利用する障害者向け                  実施時期：令和4年度2戸、令和5年度1戸                  実施手法：車いす住宅としてより整備しやすい環境を整えているシティハイツ竹芝の障害者住宅階層（9階及び10階）のうち、車いす対応ではない空き住戸を改修（併せて特定公共賃貸住宅に空きが生じた際に障害者向け住宅を整備）</p>	<b>合計</b>		46,049	⇒	45,594
		財源内訳	国庫支出金			
		都支出金				
		その他特財	住宅使用料及び共益費収入			5,854
		一般財源				39,740
		債務負担行為	令和 年 ~ 年	限度額		
<b>6 事業実施で得られる成果</b>	<p>車いす住宅を必要とする障害者にとって住まいの場が確保され、地域の中で自立した生活をおくることができる環境が整備されます。</p>	<b>11 実施に向けた財源確保</b>	レベルアップ分特定財源なし			
		<b>12 スケジュール</b>	令和4年度	実施設計（3戸）及び改修工事（2戸） 居住者募集開始（2戸）	令和5年度	改修工事（1戸）、居住者募集開始（1戸）
<b>7 国・都・特別区等の動向や取組状況</b>	<p>都営住宅：車いす住宅は20戸あるが、平成26年度以降、空き住戸の募集は行われていない。</p>	<b>13 事業実施に伴う将来コスト</b>	シティハイツ竹芝障害者住宅の空き住戸が生じる都度、必要な設計・工事費が発生（既存の車いす住宅2戸と合わせ計10戸を整備予定）			
		<b>14 事務事業評価結果</b>	継続			
<b>8 基本計画・個別計画</b>	なし	<b>15 編成の考え方</b>	民間での整備が困難な車いす住宅を整備することは、障害に左右されず住み慣れた地域で自立した生活を送るために不可欠な施策であることから必要な予算を計上します。			
<b>9 関連する法令・条例等</b>		港区立障害者住宅条例				

# 令和4年度予算要求事業概要書

所管課	保健福祉支援部 障害者福祉課
款	民生費

NO 26

(単位：千円)

1 事業名	障害者総合相談支援センター事業	10 要求内容	要求額	⇒	予算額	(うち特財)	
2 要求区分	レベルアップ事業	レベルアップ分	小計	2,000	⇒	2,000	
3 事業説明文	<p>計画相談支援を希望する対象者に適切に対応できる体制を強化するため、地域の相談支援専門員への専門的な指導・助言、スキルアップのための研修等を実施します。</p>	・相談支援事業所支援育成業務経費		2,000	⇒	2,000	
4 背景、区民ニーズ、現状課題等		<p>区の職員で運営している障害者総合相談支援センターの機能の一部として、相談支援事業所への支援業務があります。しかし、区の職員は実際にサービス等利用計画を作成しておらず、障害福祉業務に精通した社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を持つ職員の継続配置も難しいことから、相談支援事業所に長期的に安定して支援していく体制を強化する必要があります。</p>	経常経費分	小計	9,605	⇒	9,605 (489)
5 要求する事業内容	<p>地域の相談支援事業所の相談支援専門員に対し、専門的な指導・助言を実施するとともに、同行や困難事例への対応等を行うための研修等を実施します。 【対象】地域の相談支援事業所の職員 【内容】専門的な指導・助言及び研修を障害保健福祉センターで実施</p>	・地域生活支援事業相談支援業務経費等		9,605	⇒	9,605 (489)	
		合計	11,605	⇒	11,605	(489)	
		財源内訳	国庫支出金	地域生活支援事業費等補助金（補助率1/2）		326	
			都支出金	地域生活支援費（補助1/4）		163	
			その他特財				
			一般財源			11,116	
		債務負担行為	令和	年	～	年	限度額
6 事業実施で得られる成果	<p>相談支援事業所のレベルアップを図り、地域の相談支援体制を強化することにより、障害者が希望する適切なサービスを組み合わせ、より豊かな生活を送ることができるよう支援できるようになります。また、区の職員は、令和4年8月からスタートする各総合支所の福祉総合窓口へ派遣する会計年度職員の育成や各支所の福祉司やケースワーカーの育成等の業務に注力することができます。</p>	11 実施に向けた財源確保	レベルアップ分特定財源なし				
		12 スケジュール	令和4年4月 港区障害者総合相談支援センター事業実施要綱制定 相談支援事業所支援育成業務委託開始 8月 各地区総合支所福祉総合窓口開設				
		13 事業実施に伴う将来コスト	レベルアップ分2,000千円（うち特財なし）				
7 国・都・特別区等の動向や取組状況	<p>国：各自治体に基幹相談支援センター（区では障害者総合相談支援センター）の設置及び機能強化を求めています。</p>	14 事務事業評価結果	継続				
8 基本計画・個別計画		15 編成の考え方	地域の相談支援事業所を長期的に安定して支援していく体制を強化し、障害者への適切な支援を一層推進するため、予算を計上します。				
9 関連する法令・条例等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）						

# 令和4年度予算要求事業概要書

所管課	保健福祉支援部 保健福祉課
款	民生費

NO 27

(単位：千円)

<b>1 事業名</b>	福祉総合窓口設置(福祉相談窓口設置準備[臨時・継続]、福祉総合窓口運営支援[新規])	<b>10 要求内容</b>	<b>要求額</b>	<b>⇒</b>	<b>予算額</b>	<b>(うち特財)</b>		
<b>2 要求区分</b>	臨時(継続)	・①相談記録システム構築及び管理運営経費	45,045	⇒	45,045			
<b>3 事業説明文</b>	あらゆる福祉相談を受け止め、より迅速かつ適切な支援につなげるため、区の福祉相談及び支援体制を再構築し、区民に身近な各総合支所に「福祉総合窓口」を設置します。	・②職員支援システム導入及び管理運営経費	35,550	⇒	35,550			
<b>4 背景、区民ニーズ、現状課題等</b>	家族構成や地域社会の変容等により、これまでの対象者ごとの相談支援体制では対応が困難となるケースが増えています。支援が必要な本人だけでなく、世帯全体の状況を正しく把握し、適切かつ迅速な支援につなげるため、各福祉分野の専門員を含む包括的な相談体制の整備が不可欠です。	・③窓口予約システム管理運営	2,522	⇒	2,522			
<b>5 要求する事業内容</b>	【主な要求内容】 ①相談記録システムの構築及び管理運営 各福祉分野の相談員が得た情報を集約し、「世帯のカルテ」のように活用できる相談記録システムを運営し世帯の複合的な支援に役立てます。 ②職員支援システム(電子マニュアル)導入及び管理運営 業務マニュアルやこれまでの職員の知識や経験をデータベース化し、職員の発話内容から自動でマニュアルや注意点を表示することで、窓口申請業務等の適切かつ円滑な案内を限られた人員体制で実現します。 ③窓口予約システムの利用 来庁する日時を事前に予約することで、窓口での待ち時間を低減します。	・多機能発券機改修、サイン設置経費	3,041	⇒	3,041			
<b>6 事業実施で得られる成果</b>	①相談分野や受付年度の異なる場合でも、世帯の複合的な福祉課題を探索できます。 ②職員1人あたりの担当業務の範囲が拡大するとともに、職員のスキルをシステムに蓄積できます。 ③区民の利便性向上及び混雑(密集)緩和により感染症拡大防止に寄与します。	<b>合計</b>		<b>86,158</b>	<b>⇒</b>	<b>86,158</b>		
<b>7 国・都・特別区等の動向や取組状況</b>	国：令和3年4月に改正社会福祉法を施行し、区市町村の総合的相談体制づくりを努力義務化 令和3年度より実施(1区)、4年度以降の実施を検討(13区)予定はない未定(9区)	<b>財源内訳</b>	国庫支出金					
<b>8 基本計画・個別計画</b>	港区基本計画、地域保健福祉計画	都支出金						
<b>9 関連する法令・条例等</b>	社会福祉法、港区福祉総合窓口事業実施要綱	その他特財						
		一般財源				86,158		
		<b>債務負担行為</b>	令和	年	～	年	<b>限度額</b>	
		<b>11 実施に向けた財源確保</b>	特定財源なし					
		<b>12 スケジュール</b>	令和4年～7月 設置準備完了 8月 福祉総合窓口開設					
		<b>13 事業実施に伴う将来コスト</b>	21,035千円(うち特財なし)／年					
		<b>14 事務事業評価結果</b>	継続					
		<b>15 編成の考え方</b>	あらゆる福祉相談を受け止め支援につなげることで、区民が相談先に迷わず、潜在的な課題を支援につなげる窓口を実現するため、予算を計上します。					